## 権利関係⑭ 「借地借家法(借家権)」



- 1. 借地借家法にいう借家権とは?
- 2. 存続期間と契約の更新・終了は?
- 3. 建物賃貸借の対抗要件は?
- 4. 造作買取請求権と居住用賃借権の承継他
- 5. 借家の転貸・建物賃借権の譲渡
- 6. 特殊な賃貸借契約とは

- 1. 建物の賃貸借にのみ適用される
  - ※適用なし~明らかな一時使用、使用貸借、間貸し
- 2. 存続期間~最長・最短共に制限なし
  - ※1年未満~期間の定めなし
  - 建物賃貸借の更新
  - ・定めがある場合~当事者が期間満了前1年前から

賃貸人からの 更新拒絶には 正当事由必要 6カ月前までの間に、相手方に更新拒絶の通知等をしなければ、更新したものとみなされる

- 2. 建物賃貸借の更新・終了
  - ・定めがない場合〜賃借人からはいつでも解約の申入れができ、申入れ後3カ月で終了

賃貸人の解約の申入れには正当事由が必要。申入れ後6カ月で終了

どちらも、更新拒絶が認められた後、賃借人が使用継続していた場合は、賃貸人が遅滞なく異議を述べないと、契約は更新される(期間は定めなし、他は前契約と同一)

- 3. 対抗要件~賃借権の登記又は引渡し(鍵の受渡し)
- 4. ・造作買取請求権~認めない特約は有効契約終了時に買取請求ができる

- 4. ・居住用建物の賃借権の承継〜認めない特約は有効 賃借人が相続人失くして死亡した場合、内縁関係の者と 同居してた場合、内縁関係者が賃借権を承継できる 但し、同居人が賃借人が死亡したことを知ったときから1 カ月以内に承継しない意思表示をすれば、承継しない
  - ・借賃の額と変更~借地権と同じ(「⑬借地権」参照)
- 5. 借家の転貸・借地権の譲渡
  - ・賃貸人の承諾が必要。
  - ・承諾なく譲渡・転貸すると契約解除の理由となる但し、背信性がない場合は、契約解除できない

## 5. 転貸借の終了

- ①期間満了や解約の申入れにより賃貸借が終了する場合、 当該契約を転借人に対抗するためには、賃貸人が転借 人に賃貸借契約の終了を通知し、通知後6カ月経過で 転貸借も終了
- ②賃貸借契約が合意により解除された場合は、賃貸人は 賃貸借の終了を転借人に対抗することはできない。 ただし、合意解除に、賃借人の債務不履行があった場合 は、賃貸借契約終了とともに、転貸借契約も終了する

- 6. 特殊な賃貸借契約
  - ①定期借家契約~期間の更新がなく、必ず契約が終了
    - ・期間~定めなし(1年未満の契約も可能)
    - ・要件~1 更新がない旨の特約を定める
      - 2 あらかじめ書面を交付して賃借人に説明 (これをしないと特約は認められない)
      - 3 契約は公正証書等の書面
      - 4 1年以上の契約の場合は、期間満了の6カ月前までに終了通知が必要。通知を忘れたら、通知後6カ月後に終了

## 6. 定期借家契約の続き

- 5 中途解約不可。居住用建物に限り、やむを得ない事情があれば、賃借人からの解約申入れ後、1カ月経過で終了
- ② 取壊し予定建物の期限付き賃貸借 建物を取り壊すことになるときに、賃貸借契約が終了 契約は書面でしなければならない